

政令第五十三号

放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号）の施行に伴い、及び放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（放送法施行令の一部改正）

第一条 放送法施行令（昭和二十五年政令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号及び第十二号中「既放送番組等」を「放送番組等」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第六号中「同条第四号」を「放送法第二条第四号」に、「同条第二十七号」を「同条第二十八号」に改める。

附 則

この政令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

理由

放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。